

山武中央合併協議会 会議録

会議の名称	第7回 山武中央合併協議会	
開催日時	平成18年3月16日(木)	午後 1時28分 開会 午後 2時 1分 閉会
開催場所	蓮沼村 スポーツプラザ	
議長氏名	会長 大高 和郎	
出席者氏名	別紙「出欠席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	同上	
事務局氏名	局長 小川 利一 他14名	
会議事項	1 議題	2 会議結果
	別紙「第7回山武中央合併協議会会議次第」のとおり	別紙「会議経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議経過」のとおり	
会議資料	別紙「第7回山武中央合併協議会 会議資料」のとおり	
その他必要事項	特になし	
会議録の確定		
確定年月日	記名押印	
平成18年3月24日	議長 会長 大高 和郎	

会議の名称 第7回 山武中央合併協議会

開催日 平成18年3月16日(木)

出欠席者名簿

委員氏名		出欠
会長	大高和郎	出
副会長	松下浩明	出
副会長	浪川滌一	出
副会長	古谷 淳	出
委員	行木信一	出
委員	加瀬和男	出
委員	野中 学	出
委員	清宮央行	出
委員	大塚重忠	出
委員	秋葉武男	出
委員	萩原善和	出
委員	小川孝藏	出
委員	伊東利二	出
委員	秋葉雅弘	出

委員氏名		出欠
委員	地布久勝夫	出
委員	田邊孝雄	出
委員	小川卓昭	出
委員	平野和男	出
委員	並木 彌	出
委員	猪野源治	出
委員	野嶋正宏	出
委員	今関 紘	出
委員	林 政利	出
委員	木島弘喜	出
委員	菅井直秀	出
委員	土屋二郎	出
委員	佐瀬光久	出
委員	生田昌司	出

出席 28 名 ・ 欠席 0 名

備考：生田昌司委員(縣市町村課長)の代理で板倉市町村合併担当課長が出席。

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>ただいまより第7回山武中央合併協議会会議を開会させていただきます。</p>
会長	<p>初めに、山武中央合併協議会大高会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。皆様、委員各位ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p>
事務局	<p>昨年の2月14日の第1回法定協議会をここ蓮沼スポーツプラザで開催して以来、本日で第7回の協議会の開催となりました。合併日まで残すところ11日となり、最後の合併協議会の開会に当たり、皆様方のご協力に対しまして、心よりお礼申し上げます。</p>
事務局	<p>本日の議題といたしましては、新市の条例等の報告並びに合併協議会廃止関係のご協議となりますが、委員の皆様のご理解をたまわりますよう、よろしく願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。また、本日、千葉県総務部市町村課長、生田昌司委員の代理として、千葉県総務部市町村課市町村合併支援室板倉正典市町村合併担当課長にご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。</p>
板倉課長	<p>板倉でございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>続きまして、次第の3、報告事項に入らせていただきますが、お手持ちの山武中央合併協議会規約第10条第2項の規定により、大高会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。それでは、ただいまより議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は28名で、委員の半数以上の出席がありますので会議は成立しております。</p>
議長	<p>それでは、早速議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>初めに、報告第24号、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の合併に係る条例等についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>榎本次長。</p>
事務局	<p>それでは、私の方から、報告第24号 成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の合併に係る条例等についてご説明をさせていただきます。</p>

議長	<p>資料の1ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の合併に係る条例等について、別紙のとおり報告をするというものでございます。</p> <p>2ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらは合併に係る条例等の状況につきまして、件数等をまとめたものでございます。なお、条例規則等の取り扱いにつきましては、昨年2月14日の法定協議会で協議がされておりますが、その中の調整方針といたしましては、条例等の規則等に当たっては合併協議会で協議確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整をするということで、1つは合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行するもの。2つといたしまして、合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。3つとして、合併後、逐次制定し、施行するものという区分がされて、決定がされております。</p> <p>この協定内容に従いまして、各種事務事業等の調整結果等を踏まえ、規定の整備を行ったものでございます。条例につきましては、即時施行分で146件、暫定施行分で9件、規則につきましては即時施行分で166件、暫定施行分で9件、規定・要綱等につきましては即時施行分で291件、暫定施行分で2件。計といたしまして即時分で603件、暫定分で20件。すべての合計で623件ということでございます。暫定施行いたします条例9件、それから規則9件につきましては、いずれも設置管理条例、またそれを受けた規則の関係でございますが、そのほとんどが指定管理者制度への移行等をにらみ、暫定施行とするものでございます。</p> <p>なお、即時、すなわち地方自治法第179条第1項の規定によりまして、合併と同時に市長職務執行者が専決処分を行った条例につきましては、新市発足後最初の臨時議会におきまして、報告をいたしまして承認を求めることとなります。</p> <p>なお、中段は関係法令ということで、町の専決処分あるいは暫定施行として地方自治法の関係規程を掲載したものでございます。</p> <p>なお、3ページから6ページにかけては、専決処分を行う条例を各分科会ごとに一覧にしたものでございます。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま榎本次長から、報告第24号 成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の合併に係る条例等について説明がありましたが、質問等ございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(発言する者なし)</p>
----	---

議長	<p>質問がないようですので、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の合併に係る条例等については、終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告第25号 山武市長職務執行者の選任について、並びに報告第26号 山武中央合併協議会の廃止についてを一括して議題とします。</p> <p>事務局より報告願います。榎本次長。</p>
事務局	<p>続きまして、報告第25号 山武市長職務執行者の選任について及び報告第26号 山武中央合併協議会の廃止についてご報告いたします。</p> <p>初めに7ページをご覧ください。山武市長職務執行者の選任について、別紙確認書のとおり報告をするというものでございます。1枚めくりまして、8ページが確認書でございますが、山武市の設置に伴い、山武市長職務執行者を次のとおり定めることを確認するというので、山武市長職務執行者を成東町の大高和郎町長とするものでございます。</p> <p>3月10日に、町村長会議がございまして、その日に4町村長の確認がなされました。</p> <p>なお9ページは市長職務執行者に関する関係法令ということで、地方自治法施行令第1条の2を参考までに掲載をしております。</p> <p>続きまして、報告第26号 山武中央合併協議会の廃止についてでございます。</p> <p>10ページをご覧くださいと思います。</p> <p>山武中央合併協議会の廃止について、別紙により協議をしたので報告をするというものでございます。協議書の内容が11ページにございますが、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町は地方自治法第252条の6の規定により、平成18年3月26日をもって、山武中央合併協議会を廃止すると。この協議の成立を証するため、本書4通を作成し、3町1村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有するというものでございます。</p> <p>なお、12ページは地方自治法の関係条文の抜粋でございます。</p> <p>以上で報告第25号、26号の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から山武市長職務執行者の選任について、並びに山武中央合併協議会の廃止について説明がありましたが、一括して質問等をお受けしたいと思います。</p> <p>質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
議長	<p>(発言する者なし)</p> <p>質問がないようですので、山武市長職務執行者の選任について並びに山武中央合併協議会の廃止についての協議は終了とさせていただきます。</p>

事務局	<p>す。</p> <p>次に次第の4、議事に入ります。</p> <p>協議第59号 平成17年度山武中央合併協議会決算の取り扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。榎本次長。</p> <p>それでは協議第59号 平成17年度山武中央合併協議会決算の取り扱いについてご説明をいたします。失礼ですが、座らせていただきます。</p> <p>13ページをご覧くださいと思います。平成17年度山武中央合併協議会決算の取り扱いについて次の通り提案をする。1 平成17年度山武中央合併協議会予算の収支については、山武中央合併協議会規約第18条の規定により、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。2 決算については、速やかに決算書を作成し、委員であった者に報告する。3 歳入歳出差引残金については、新市へ引き継ぐ。</p> <p>提案理由といたしましては、3月26日をもって合併協議会が解散となることから、平成17年度の最終的に確定した決算につきましては合併協議会で認定を受けることができません。</p> <p>従いまして、この後説明をいたします決算見込みをもってご承認をいただきまして、新市発足後、速やかに委員の皆様へ確定後の決算書を郵送することで平成17年度の決算の認定にかえさせていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、お配りしました平成17年度山武中央合併協議会歳入歳出決算書（見込み）についてご説明をいたします。</p> <p>なお、決算書は18年2月21日現在の決算見込みとなっております。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>まず、歳入の1款1項の負担金でございますが、構成4町村からの負担金で、予算現額と同額の2,697万5,000円を収入としております。</p> <p>また、2款1項の県補助金は市町村合併支援補助金で500万円を見込んでおります。調停額については、補助交付決定が2月27日付で出ておりますので、この時点では未計上となっております。</p> <p>3款1項の繰越金ですが、平成17年3月1日の法定協議会におきまして、17年度当初予算として140万円を計上してはりましたが、その後、3月15日に新市の名称に関連いたしました平成16年度の補正予算を追加した結果、当初見込んでおりました繰越金を下回り、119万9,521円の収入となっております。</p> <p>4款1項の収入は預金利子で、164円を見込んでおります。</p> <p>歳入合計の決算見込み額は3,317万4,685円と見込んでおります。</p>
-----	---

	<p>続きまして歳出ですけれども、17ページでございます。</p> <p>1 款 1 項の運営費ですが、内容としましては合併協議会の会議費や事務局の一般事務費等を計上しております。</p> <p>予算現額は697万5,318円。決算見込み額は593万7,831円。不用額は103万7,487円と見込んでおります。</p> <p>2 款 1 項の事業費ですが、協議会だよりの発行や、くらしの便利帳の印刷、新市歴原案の策定等の経費を計上しております。</p> <p>予算現額は2,381万3,300円。決算見込み額は2,008万3,137円。不用額は373万163円を見込んでおります。</p> <p>予備費につきましては、当初予算で300万円を計上しておりましたが、41万2,618円を充当し、不用額は258万7,382円と見込んでおります。</p> <p>歳出合計の決算見込み額は、2,602万968円と見込んでおります。</p> <p>そうしますと、歳入歳出差引残高が715万3,717円ということでございまして、こちらを新市に引き継ぐ形になります。</p> <p>続きまして、事項別明細書、18ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>まず、1 款の負担金ですが構成 4 町村からの負担金で2,697万5,000円となっております。</p> <p>町村別の負担額は備考欄に記載のとおりとなっております。</p> <p>2 款 1 項 1 目の県補助金。3 款 1 項 1 目の繰越金。4 款 1 項 1 目の雑入につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。</p> <p>したがって、歳入合計の決算見込み額はD欄の一番下の欄になりますけれども、3,317万4,685円という見込みでございます。</p> <p>次に歳出についてご説明をいたします。</p> <p>19ページでございます。主な部分のみ説明させていただきます。</p> <p>1 款 1 項 1 目、会議費では主に合併協議会開催に要する経費を計上しております。</p> <p>まず、1 節の報酬ですが、報酬額は日額7,000円となっております。決算見込み額につきましては、4 回の協議会と決算監査分としまして、61万6,000円を見込んでおります。</p> <p>13節委託料ですが、協議会の会議録については東京都新宿区の株式会社会議録研究所に委託をしております。決算見込み額としましては、4 回分の会議録反訳料として、17万9,155円を見込んでおります。</p> <p>続きまして、2 目の事務費ですが、こちらは主に合併協議会事務局の一般事務費を計上しております。</p> <p>11節、需用費ですが、決算見込み額が122万6,989円。内訳としましては、コピー用紙やプリンター、トナー等の消耗品が117万4,950円。その</p>
--	---

	<p>他公用車、燃料代等でございます。</p> <p>12節役務費ですが、決算見込み額が66万8,689円。内訳としましては、通信費、自動車保険料等でございます。</p> <p>13節、委託料ですが、決算見込み額が62万6,656円。内訳としましては、複合機保守委託料等でございます。</p> <p>14節、使用料及び賃借料は決算見込み額が82万5,904円。内訳としましては、机やいすですとか、サーバー、プリンター等、事務用備品の賃借料として32万9,360円を見込んでおります。</p> <p>またインターネット等のプロバイダー利用料が26万9,640円。その他公用車のリース料、県庁等への出張時の有料道路の通行料等でございます。</p> <p>19節、負担金補助及び交付金ですが、決算見込み額は臨時職員1名の賃金等で、157万868円を見込んでおります。</p> <p>続きまして、2款の事業費についてです。まず11節の需用費ですけれども、決算見込み額が545万580円。内訳としましては協議会だよりの印刷が6回の発行で261万2,829円を見込んでおります。くらしの便利帳は2万5,000部の印刷で283万5,000円を支出しております。</p> <p>12節、役務費ですが、決算見込み額が106万1,329円。内訳といたしましては、協議会だよりの新聞折込料等でございます。</p> <p>13節、委託料ですが、決算見込み額が326万1,300円。内訳としましては、新市例規原案策定及び仮例規データベース作成業務に係る委託料等でございます。</p> <p>19節、負担金、補助及び交付金につきましては、県職員1名の人件費負担金として、成東町への支出を見込んでいるものでございます。</p> <p>3款の予備費につきましては先ほどご説明したとおりでございます。したがって、歳出合計の決算見込み額は、2,602万968円と見込んでおります。</p> <p>以上で協議第59号 平成17年度山武地方合併協議会決算の取り扱いについての説明を終わらせていただきます。</p> <p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>続きまして、監査報告についてでございますが、3月8日に山武中央合併協議会監査委員であります蓮沼村の川島義一郎代表監査委員並びに松尾町の秋庭武行代表監査委員により行われました。本日は、お二人を代表いたしまして、秋庭武行監査委員より、監査報告をお願いいたします。</p> <p>松尾町の秋庭でございます。監査の結果をご報告申し上げます。平成17年度山武中央合併協議会歳入歳出決算書（見込み）につきまし</p>
議長	
秋庭監査委員	

<p>議長</p>	<p>ては、3月8日、蓮沼村川島監査委員とともに成東町役場会議室におきまして、小川局長ほか関係職員の出席のもと、監査を実施いたしました。</p> <p>提出されました決算関係書類は計数は正確であり、予算の執行は目的に沿って適正に執行されているものと認めました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、平成17年度山武中央合併協議会決算の取り扱いについて質問等がございましたら、挙手をお願いします。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
<p>議長</p>	<p>質問がないようですので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>平成17年度山武中央合併協議会決算の取り扱いについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、協議第59号、平成17年度山武中央合併協議会決算の取り扱いについては原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>以上で本日の協議会の議事についてはすべて終了いたしました。</p> <p>次に、次第の5、その他でございますが、事務局から何かありますか。</p> <p>どうぞ、田邊委員。</p>
<p>田邊委員</p>	<p>成東の田邊でございます。ちょっと合併の方から外れるかもしれませんがけれども、今、成東病院の問題、これはやがて27日から山武市になるわけですがけれども、今各町村の主力の病院といたしますか、これが成東病院ですので、テレビや新聞で非常に、内科の医者がいなくなるということで大分不安がっておりますけれども、近い将来に明るい話が出るのかどうかということをお聞きさせていただきたいと思っておりますけれども。</p>
<p>議長</p>	<p>ちょうどそういうことをしっかり勉強しながら世間に訴えている立場の人がいますので、古谷副会長に回します。</p>
<p>古谷副会長</p>	<p>それでは、成東病院のことについて今現在知りうる限りの情報をお伝えいたします。私は副管理者という立場で答弁をさせていただきたいと思っております。</p> <p>実は成東病院、4月から内科医の常勤医がいなくなってしまうということで世間をお騒がせいたしました。これは、昨年の今時分ですと、11名いた内科医が10月に2名ほど引き上げられて、9名体制になったとこ</p>

るへ1月の末に2名の医師から開業をするので3月31日現在で退職したい旨の辞職願が出されました。それを受けて、残りました7人の医師が、今の救急医療体制、大変多数の救急を成東病院でこなしておりますが、これを残る7名で担当したのでは、大変きついと。我々の命ももたないというようなことで、3月31日をもって退職したい旨の退職願が出された。そのことに起因しておりました。

その後、成東病院も医師の確保に懸命に努力し、県もまた厚生労働省からも保健に対して要請がありまして、県もいろいろと骨を折っていただきましたが、お医者さんの配置というのはもう既に決まっていたということで、その中での退職ということですので、新しいお医者さんの割り振りができなかったというのが現状でした。

しかしながら、その後いろいろと手当を尽くしました結果、現時点で4月から3名のお医者さんが常勤で来ていただけるということになりました。7名で救急が取れないわけですので、3名では到底救急は取れませんので、外来のみということで、4月からは外来患者さんのみ受け付ける。それで外科医は全員残るわけですので、外科の先生方も応援をしていただいて、内科の外来は見る。しかしながら、救急は受け付けられませんので、当分の間といいますのは、実はそのお医者さんの配置がえが半年に1回ということございまして、次の配置が9月ですから、お医者さんが来ていただけるのは10月ということになります。

10月までは救急を取れない、現実的に救急を取れない、内科と。というわけで、救急は旭中央病院が受け持ってくれるということに今、話がついておりまして、救急の場合には、旭中央病院が今までとは違って、なるべくという言葉なのですが受け入れますということでございます。成東病院の方は10月になりますと、今の見通しではある先生がお越しになっていただけると。その先生に従ってくるお医者さんがおられるということでございますので、10月からは今までのように救急も見られるようになるであろうと、確定は申し上げられませんが、今の段階ではそういう段階になっております。

ですので、半年間、患者さんには大変なご不便をおかけいたしますが、外来は従前どおり診ていただけるし、10月になればまた救急を再開する見通しも立ってまいりました。そういうことで半年間、大変我々管理者、副管理者、また病院を今預かっている者としては大変心苦しい次第ですが、今のご報告申し上げる、できることはこれでございまして、その後、では10月何人体制でということとはしかとは決まっておりませんが、病院側から大学へ要請した段階では10月からは救急を取れる体制になるはず

<p>田邊委員</p> <p>古谷副会長</p>	<p>だという報告を受けてございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>10月から救急を取れるというようなお話ですので残り少ないですけれども、引き続き努力をしていただきたい。</p>
<p>田邊委員</p> <p>議長</p>	<p>それと、先生方が今、夜間勤務いたしますと、特別手当と言いますか、お支払いしているのですが、他地域に比べて非常に低いというようなことがありますて、これは管理者の権限で応分のものは支払えるということになっておりますので、先だって臨時の関係市町村会議を開いて、いわゆる他地区と比べて差がありました夜勤についてを、多少なりとも上げてお医者さん方の待遇改善を図ろうということと、もう1つは率先して夜勤等、そういった救急等に当たっていただいたお医者さんには特別手当を支給できるような条文改正を、18年度になったら成東病院の規約の中につけ加えようということも協議をいたしまして、なるべく早い段階、成東病院議会に提案いたしまして、率先して救急を扱ってくれる、夜勤を務めてくれるドクターには特別のボーナスを支払えるような規則の改正を行おうとしておりますので、このことについてもご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>田邊委員</p> <p>議長</p>	<p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>今、坂本委員長を中心に必死の努力をしております。ただ、残念ながら体制が整うまでは内科の入院病棟を閉鎖する以外に道はないということやっております。</p> <p>おわかりでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>この件について、それでは以上で説明を終わります。</p> <p>ほかに事務局、何かありますか。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>ここで事務局から一言申し上げさせていただきます。</p> <p>昨年2月14日の第1回合併協議会以来、本日の合併協議会まで委員の皆様には真摯な合併協議をいただきまして、まことにありがとうございました。改めて感謝申し上げる次第でございます。</p> <p>山武中央合併協議会の役割は、本日で終了いたします。合併協議会終了に際しまして、合併協議会の皆様に大高会長より御礼のご挨拶をお願いしたいと存じます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、これで予定した協議事項その他すべて終了いたしましたので、会長として一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>冒頭申し上げましたとおり、合併協議会の役割は本日で終了し、いよいよ山武市の誕生を迎えようとしております。本日までの合併協議会委員の皆様を初め、4町村議会そして住民の皆様のご理解とご協力に改め</p>

	<p>て感謝を申し上げるところでございます。</p> <p>合併協議を振り返りますと、構成4町村の信頼のもと、あらゆる行政サービスをさまざまな角度から検討し、最良の協議を積み重ねることができたと思っております。</p> <p>しかしながら、最後のお願いになりますが、事務的な手続きはすべて整い、合併を迎えるわけですけれども、本当に難しいのは皆様の心の合併ではないでしょうか。4町村それぞれの伝統や文化を守りながらも、どうか一日も早く4町村の一体感の醸成を図っていただき、魅力ある新市を皆さんでつくり上げていくことをお願いして、山武中央合併協議会会議を終了させていただきます。</p> <p>長期間にわたり、ご協力まことにありがとうございました。</p> <p>それでは、今日の会合はこれで終了いたします。ありがとうございました。</p>
古谷副会長	<p>合併協議会とは関係ありませんが一言ご報告をさせていただきますと、私、行政組合の副管理者という立場でございますのでご報告申し上げます。</p> <p>23日に臨時の行政組合議会を開会いたしまして、山武医療センターを含みます事業が行政組合で行えるという規約改正を行いまして、その後医療センター計画委員会を開いて、医療センター病院の許可申請について協議をいたします。そして、24日、関係9市町村長の連名をもちまして医療センター建設にかかわる許可申請を提出するということになっておりますのでご報告をさせていただきます。以上でございます。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。</p>